

# 『笠郷地域創生 自治町民会議』総会

## 「地域が育てる・ふるさと笠郷」

笠郷地域創生自治町民会議 委員 各位

委員の皆様には、本会議が行う笠郷地区発展の活動に、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

笠郷地域創生自治町民会議は、2025年度が10年目にあたり、来年度は10周年を迎えます。10年の事業総括をして新しく事業計画を構築します。

### 【5つの取組み 重点項目】

1. 支えあいのまちづくり (健康・福祉部会)  
(1). 三世代交流の推進 (教育・文化・商工部会)  
(2). ひとり暮らしの見守り
2. 安全で安心なまちづくり (安全・安心部会、総務部会)  
(1). 自助について啓発 (教育・文化・商工部会)  
(2). 災害弱者の避難対策  
(3). 地域で災害に備えるための方法の検討・情報の共有  
(4). 防災のための体制の充実・人づくり  
(5). 通学路等の地域の安全性向上
3. 育みあいのまちづくり (教育・文化・商工部会、総務部会)  
(1). コミュニティ・スクールの充実
4. 美しく活力あるまちづくり (環境・美化部会)  
(1). 美化活動の実施とごみ捨てマナーの啓発
5. 助け合いのまちづくり (総務部会)  
(1). 団体の体制・活動の見直し

令和7年 5月 6日 (火)

午後 7時 (令和7年度第1回総会 開催)

笠郷地域創生自治町民会議(連絡先:36-0006、当日:09058776375(佐藤))

(総会出席時にこの資料をお持ちください。)

第1号議案

令和7年度 笠郷地域創生自治町民会議 委員・理事・役員名簿

R7/4/22

No.	自治会等 役職	郵便番号	住所	氏名	電 話	役 職	部会名
1	笠郷地域創生自治町民会議会長			伊藤 博文		会長	総括
2	栗笠区長			高橋 敏央		副会長	総括, 安全・安心
3	笠郷公民館長(親孝行生涯学習支部長)			田中 和一		理事・部会長	総務
4	区長会長・下笠区長			安田 正		理事・副部会長	総務
5	親孝行生涯学習笠郷推進員会長			佐藤 寛		専門委員	総務
6	婦人の会会長			出口 千晴		専門委員	総務
7	JA西美濃養老南支店長			松永 大樹		専門委員	総務
8	笠郷自治会館駐在員			近藤 和彦		専門委員	総務
9	町消防団笠郷分団長			藤井 光二		理事・部会長	安全・安心
10	船附副区長			中嶋 復幸		専門委員	安全・安心
11	下笠自治会代表			三輪 則夫		専門委員	安全・安心
12	下笠自治会代表			木村 敏則		専門委員	安全・安心
13	栗笠副区長			桑原 富夫		専門委員	安全・安心
14	栗笠副区長			小島 義雄		専門委員	安全・安心
15	大野副区長			澁谷 明彦		専門委員	安全・安心
16	上之郷副区長			近藤 恒夫		専門委員	安全・安心
17	町消防団本部長			大橋 力雄		専門委員	安全・安心
18	町消防団笠郷副分団長			藤本 哲也		専門委員	安全・安心
19	女性防火クラブ笠郷会長			安田 里巳		専門委員	安全・安心
20	交通安全協会笠郷地区分会長			田中 正利		専門委員	安全・安心
21	農業委員会会長			小野 和孝		理事・部会長	環境・美化
22	大野区長			伊藤 敏寛		理事・副部会長	環境・美化
23	農事改良組合長			伊藤 秋廣		専門委員	環境・美化
24	子ども会育成会長			西脇 孝子		専門委員	環境・美化
25	五三土地改良区理事長			西脇 誠		専門委員	環境・美化
26	環境保全対策協議会事務局			近藤 智		専門委員	環境・美化
27	町議会議員、顧問			西脇 康		専門委員	環境・美化
28	下笠自治会代表			小野 和紀		専門委員	環境・美化
29	大野自治会代表・民生児童委代表・社協支部長			澁谷 均		理事・部会長	健康・福祉, 安全・安心
30	船附区長			藤井 輝光		理事・副部会長	健康・福祉
31	船附こども園園長			和田 紀子		専門委員	健康・福祉
32	船附こども園保護者会長			曾我 伶香		専門委員	健康・福祉
33	下笠保育園園長			兒玉 法彰		専門委員	健康・福祉
34	下笠保育園保護者会長			則竹 恵理菜		専門委員	健康・福祉
35	食生活改善推進協議会笠郷支部長			川瀬 愛子		専門委員	健康・福祉
36	福祉推進員代表			西脇 君男		専門委員	健康・福祉
37	体育委員会会長			大橋 義則		理事・部会長	教育・文化・商工
38	上之郷区長			川地 悦郎		理事・副部会長	教育・文化・商工
39	東部中学校校長			久富 雅仁		専門委員	教育・文化・商工
40	東部中学校PTA代表			水谷 千恵子		専門委員	教育・文化・商工
41	笠郷小学校校長			西脇 久美子		専門委員	教育・文化・商工
42	笠郷小学校PTA会長			早川 辰成		専門委員	教育・文化・商工
43	商工会笠郷支部長			小野 力雄		専門委員	教育・文化・商工
44	笠郷地区スポーツ推進委員			橋本 健一		専門委員	教育・文化・商工
45	下笠副区長			西脇 敏郎		専門委員	教育・文化・商工
46	笠郷地域創生自治町民会議委員			近藤 啓継		専門委員	教育・文化・商工
47	町民会議事務局長			佐藤 富士男		事務局長	総括

○印:役員、総括(3)、総務(6)、安全・安心(14)、環境・美化(8)、健康・福祉(8) 教育・文化・商工(10)

No.	町民会議 役職	郵便番号	住所	氏名	電 話	備 考
48	顧問(町議会議員)			西脇 康		環境・美化部会委員兼務
49	監事			大橋 力雄		安全・安心部会委員兼務
50	監事			西脇 君男		健康・福祉部会委員兼務

笠郷地域創生自治町民会議 (笠郷自治会館内) 電話:36-0006

# 令和7年度 笠郷地域創生自治町民会議 総会 次第

(司会 事務局長 佐藤 富士男)

- |                  |                          |         |
|------------------|--------------------------|---------|
| 町民憲章朗唱           | 総務部会長                    | 田中 和一   |
| 1. 開会 挨拶         | 副会長                      | 高橋 敏央   |
| 2. 笠郷自治町民会議会長 挨拶 | 会長                       | 伊藤 博文   |
| 3. 来賓紹介 挨拶       | 県議会議員                    | 村下 貴夫 様 |
|                  | 養老町長                     | 川地 憲元 様 |
|                  | 町議会議員                    | 西脇 康 様  |
| 4. 議長選出          |                          |         |
| 5. 議事録署名者選出(2名)  |                          |         |
| 6. 議事            |                          |         |
| ・第1号議案           | 令和7年度 非改選役員報告の件          |         |
| ・第2号議案           | 令和6年度 事業報告・収支決算承認の件      |         |
|                  | 令和6年度 会計監査報告承認の件         |         |
| ・第3号議案           | 令和7年度 事業計画案・収支予算案承認の件    |         |
| ・第4号議案           | 「表彰規定」制定の件               |         |
| ・第5号議案           | 「スズメバチ駆除に対する補助金交付規定」制定の件 |         |
| 7. 議長解任          |                          |         |
| 8. 閉会 挨拶         | 教育・文化・商工部会副会長            | 川地 悦郎   |

## 養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、  
清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさとを、  
先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきまし  
た。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、  
力をあわせて未来につづく明るい町をつくりま  
す。

1. おはよう こんにちは と  
元気な声があく町にしましょう。

1. 美しい自然の中で 力いっぱい  
働ける町にしましょう。

1. おとしよりも 豊かにくらせる  
町にしましょう。

## 令和6年度 笠郷地域創生自治町民会議 事業報告

部会	No.	内 容
安全・安心部会	1	情報伝達訓練実施 7月28日(日)早朝(安田区長会長から電話による伝達訓練開始)
	2	防災訓練 : 11月17日(日) 午前9時30開始 ~ 12時10分終了 ①パーテーション設置・トイレ設置使用体験、②心肺蘇生・AED体験、③能登半島地震災害援助報告、 教訓と提言等、④応急手当(止血法)、骨折などの応急手当
	3	通学路危険マップの更新 ・「110番の家」の更新、 ・東部中学校北側の細池から西八間川沿い堤防道路の朝通学時通行規制は不採用、 ・2,200枚印刷し笠郷全戸配布済(3月1日広報配布時)。東部中学校全生徒、笠郷小学校の全児童に配布。 ・危険個所に看板、旗等で対策できる箇所は対策する ・停止線、路側帯(消えかかっていたり、追加要望の物)のについても継続要望する
	4	災害時用備品購入(塩ビパイプ購入(水防倉庫))、投光器、コードリール(30m)、横幕付テント)
	5	防災用備蓄品(非常食、1,000食)購入。
	6	防災備品点検(消防団の訓練時に、町民会議で購入した防災備品(発電機、モバイルバッテリー、投光器)の定期点検を兼ねて動作確認)
	7	『笠郷地区防災の手引き』(初版)の配布から4年経過しているの、見直し着手
美化・環境部会	1	ごみステーション用大型ルール看板設置、小型ゴミ看板設置、ゴミ看板設置事業は全場所完了し終了。
	2	笠郷地区「クリーンの日」清掃活動実施、11月10日(日)
	3	<b>私有地、町有地等以外の場所にあるスズメバチの巣駆除に補助金を出す。</b>
	4	小学校運営協議会の決定に従い、スクールサポーターでの協力する(GND側溝清掃等)
健康・福祉部会	1	敬老会開催 令和6年9月16日(月)(令和6年度から入学年度に参加資格を合わせる) ・対象者 : 令和7年3月31日で77歳以上の笠郷地区在住者(昭和23年4月1日までの誕生者) ・町商品券(2,000円)、赤飯、おはぎ等の記念品、アトラクションの最後はビンゴ ・対象者594名中194名参加
	2	3世代絵手紙交流(船附・下笠園児の絵手紙を「柚子養老」・「天音の里」の介護施設で掲示)
	3	3世代交流会(船附こども園(1月8日)、下笠保育園(1月21日)を年配者が訪問し、遊びを通して交流する)
	4	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月8日(土)、社協主催10月19日(土)、1チーム各世代1名の3名、計14チーム42名)
	5	<b>3世代交流モルック大会(健康・福祉部会主催12月19日(土)、(1チーム各世代1名の3名、計14チーム42名)</b>
	6	健康増進活動 ラジオ体操啓蒙促進、笠郷ウォーキング(11月24日(59名参加))等への参加啓蒙
	7	健康フェア開催 ・2月23日(日)9時~15時(公民館祭りと併設)
	8	見守り活動のネットワーク化(各種団体役員との連携、異変に気付いたら即座に連絡する、見守りカードの活用)
	9	<b>いきいきサロンの立ち上げ・展開、活動援助(船附、大野、栗笠、上之郷に続き他地区も立ち上げる)</b>
教育・文化・商工部会	1	食用ひょうたん栽培(笠郷地区に栽培依頼)、大垣養老高校へ果実納入(食用、工芸用)
	2	小学校運営協議会の決定に従い、スクールサポーターでの協力をする(GND側溝清掃等)
	3	通学路危険マップの更新 ・「110番の家」の更新、 ・東部中学校北側の細池から西八間川沿い堤防道路の朝通学時通行規制は不採用、 ・2,200枚印刷し笠郷全戸配布済(3月1日広報配布時)。東部中学校全生徒、笠郷小学校の全児童に配布。 ・危険個所に看板、旗等で対策できる箇所は対策する ・停止線、路側帯(消えかかっていたり、追加要望の物)のについても継続要望する
	4	夏休みラジオ体操、(3世代でラジオ体操の啓蒙)
	5	笠郷ウォーキング(体育委員会、11月24日(日))開催、一般参加34名、体育委員参加25名、計59名参加
	6	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月8日(土)、社協主催10月19日(土)3世代各14名)計42名参加
	7	笠郷地区史跡集(現在、下笠・栗笠・大野・上之郷地区、初版H.P.掲載中)
総務部会	1	公民館主催行事開催 : 夏祭り:8/16(金)(700名参加)、町民運動会:10/13(日)(1000名参加)、公民館祭り:2/23(日)(600名参加)
	2	夏休みラジオ体操、(3世代でラジオ体操の啓蒙)
	3	子ども会育成会主催行事 : 子ども会花壇育成、夏休み壁新聞づくり、(花壇コンクール)

(注)新規事業はゴシック体で表示

令和6年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支決算報告書

【収入の部】

款	項	目	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	令和6年度 決算額	差額 (決算-予算)	摘要
交付金 及び 補助金	町交付金	地域交付金 70年交付金	4,509,000	4,509,000	4,578,000	4,878,000	300,000	R6年度人件費予算2,005,000円 70周年記念交付金30万円(R6決算)
		返却人件費		▲ 210,134		▲ 253,535	▲ 253,535	
		委託金	0	0	0	0	0	
自己資金		笠郷地域振興費	1,320,000	1,335,000	1,320,000	1,328,000	8,000	1,000円×戸数
		昨年度繰越金	402,236	402,236	404,552	404,552	0	
		寄付金	0	0	0	0	0	
		雑入	170,000	170,522	0	217,767	217,767	R5年度分 体育委員会返金、利息等
		積立金取崩し	1,100,000	1,100,000	1,150,000	1,100,564	▲ 49,436	R3積立金40万円+R4積立金30万円 +R5積立金40万円
		その他	0	106,000	100,000	0	▲ 100,000	
		自己資金計	2,992,236	3,113,758	2,974,552	3,050,883	76,331	
合計(人件費除く)			5,586,236	5,707,758	5,547,552	5,923,883	376,331	
総合計			7,501,236	7,412,624	7,552,552	7,675,348	122,796	

【支出の部】

款	項	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	令和6年度 決算額	差額 (予算-決算)	摘要	
	人件費	1,915,000	1,704,866	2,005,000	1,751,465	253,535	事務局長+事務員(1.2名)	
	事務費	650,000	723,285	750,000	708,767	41,233	消耗品、事務通信費、会議手当、HP維持管理費、傷害保険料、役員手当等、	
	会議費	30,000	33,157	30,000	23,232	6,768	諸会議お茶代	
事業費	総務部会費	2,280,000	2,273,570	2,280,000	2,502,793	▲ 222,793	推進員、公民館(夏祭・町民運動会・公民館祭)、子ども会育成会(3世代ベタンク、花壇・壁新聞、夏休みラジオ体操)活動等	
	安全・安心部会費	1,000,000	846,003	1,000,000	894,890	105,110	通学路危険マップ、防災備蓄品購入(テント、食料品、投光器等)、防災訓練、伝達訓練等	
	環境・美化部会費	250,000	228,486	250,000	164,820	85,180	クリーン活動、ごみステーション看板設置、スズメバチ巣駆除費補助、リサイクル啓蒙活動等	
	健康・福祉部会費	300,000	280,068	300,000	222,784	77,216	3世代交流ベタンク・モルック、健康増進活動、見守りネットワーク、福祉推進員制度、健康フェア、サロン立上げ、敬老会、友愛訪問、見守りカード活用等	
	教育・文化・商工部会費	550,000	468,637	550,000	297,893	252,107	体育委員会事業35万円(公民館事業、笠郷ウォーキング等)、瓢箪苗育成、通学路危険マップ更新、地区史跡資料集等	
	事業費計	4,380,000	4,096,764	4,380,000	4,083,180	296,820		
	社会福祉協議会笠郷支部補助金	0	0	0	0	0		
	積立金	0	450,000	0	700,000	▲ 700,000	令和7年度以降への積立金700,000円	
	予算時は予備費、決算時は繰越金	526,236	404,552	387,552	408,704	▲ 21,152	令和7年度への繰越金408,704円	
合計(人件費除く)			5,586,236	5,707,758	5,547,552	5,923,883	▲ 376,331	
総合計			7,501,236	7,412,624	7,552,552	7,675,348	▲ 122,796	

定期預金通帳残高	600,000
通帳残高	812,239
人件費の返却分	-253,535
繰越金	-408,704
積立金(R6決算時)	-750,000
計	0

【積立金】

令和6年度積立金	700,000	令和7年度以降で70万円取り崩し予定
令和5年度積立金	450,000	令和6年度40万円取り崩し、令和7年度5万円取り崩し予定
令和4年度積立金	700,000	令和5年度40万円取り崩し、令和6年度30万円取り崩し

# 会計監査報告書

令和6年度 笠郷地域創生自治町民会議 会計の  
収支決算について、会計諸帳簿及び関係書類を審査  
した結果、適正かつ正確に処理されていることを確認  
しましたので、ここに報告致します。

令和 7年 4月 13 日

監事 西 勝 君 男 

令和 7年 4月 13 日

監事 大 橋 カ 雄 

部会	No.	内 容
安全・安心部会	1	情報伝達訓練実施 7月27日(日)早朝(安田区長会長から電話による伝達訓練開始)
	2	防災訓練 : 11月15日(土) 午前8時30開始 ~ 11時10分終了 ①パーテーション設置・トイレ設置使用体験、 ②心肺蘇生・AED体験、 ③未定(おいしい非常食を備蓄するため、非常食の食べ比べ試食会) ④応急手当(止血法)、骨折などの応急手当
	3	災害時用備品購入(水防用品含み、各区からの要望があれば検討する) ・防災用非常食料品、非常用飲料水、その他の防災用備品の購入
	4	防災備品点検(消防団の訓練時に、防災備品(発電機、モバイルバッテリー等)の定期点検と動作確認)
	5	『笠郷地区防災の手引き』(初版)の配布から4年経過しているの見直す ・桑名-養老断層地震ハザードマップ(震度、液状化) ・南海トラフ地震ハザードマップ(震度、液状化、津波) ・大雨警戒レベルと避難タイミングの改訂 等を加える
環境美化部会	1	笠郷地区「クリーンの日」清掃活動実施予定、11月9日(日)午前8:00~(雨天時:11月16日(日))
	2	各地区の子ども会・育成会花壇の種まき(5/10(土))ー発芽ー移植(ポット)(6/7(土))ー育苗ー移植(花壇)(7/5(土))までの過程を、町民会議環境・美化部会とスクールサポーターが応援・援助する
	3	スズメバチ駆除費補助金制度新設 ・私有地以外にあり、人に危害を及ぼす恐れのある巣に対して駆除費の一部を補助 ・町有地等については町役場建設課が窓口となり駆除する
	4	ゴミステーション用ルール看板設置事業は終了したが、新設等で必要があれば用意する
	5	小学校運営協議会の決定に従い、スクールサポーターでの協力する(グラウンド側溝土除去清掃等)
健康・福祉部会	1	敬老会計画 令和6年9月15日(月)(今年度から入学年度に参加資格を合わせる) ・対象者 : 令和8年3月31日で77歳以上の笠郷地区在住者(昭和24年4月1日までの誕生者) ・町商品券、赤飯、おはぎ等の記念品、アトラクションの最後は大抽選会
	2	3世代絵手紙交流(船附・下笠園児の絵手紙を「柚子養老」・「天音の里」の介護施設で掲示)
	3	3世代交流会(船附こども園、下笠保育園を年配者が訪問し、遊びを通して交流する)
	4	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月14日(土)、社協主催10月18日(土)、各14名計42名)
	5	3世代交流モルック大会、健康・福祉部会主催12月20日(土)
	6	健康増進活動 ラジオ体操啓蒙促進、地区内ウォーキング(笠郷ウォーキング等)への参加啓蒙
	7	健康フェア一開催 ・2月22日(日)9時~15時(公民館祭り併設)
	8	見守活動ネットワーク化(各種団体役員との連携、異変に気付いたら即座に連絡、見守りカードの活用)
	9	いきいきサロンの立ち上げと展開、活動援助(船附、大野、栗笠、上之郷に続き他地区も立ち上げる)
教育・文化・商工部会	1	食用ひょうたん栽培、大垣養老高校へ果実納入(食用、工芸用)事業は終了 ・大垣養老高校の担当先生が転勤し後任がないこと、栽培協力者が高齢化し減少したためによる
	2	小学校運営協議会の決定に従い、スクールサポーターでの協力をする ・GND側溝清掃 : 5/17(土)実施予定
	3	各地区の子ども会・育成会花壇の種まき(5/10(土))ー発芽ー移植(ポット)(6/7(土))ー育苗ー移植(花壇)(7/5(土))までの過程を、町民会議環境・美化部会とスクールサポーターが応援・援助する
	4	夏休みラジオ体操、(3世代でラジオ体操の参加啓蒙)
	5	3世代交流ペタンク大会(育成会主催 6月14日(土)、社協主催10月18日(土))3世代各14名計42名)
	6	笠郷ウォーキング(体育委員会主催)参加(啓蒙)
	7	笠郷地区史跡集(現在、栗笠・大野・上之郷暫定版)H. P. 掲載中
総務部会	1	公民館主催行事:夏祭り8/16(土)、町民運動会10/12(日)、公民館祭り2/22(日)
	2	夏休みラジオ体操、(3世代でラジオ体操の啓蒙)
	3	子ども会育成会主催行事 : 子ども会花壇育成、夏休み壁新聞づくり、(花壇コンクール)
役員会	1	表彰規定新設
	2	町に発足から10年間の事業評価を仰ぐとともに、笠郷自治町民会議は10年を事業総括して今後の10年の事業計画を作成する

(注意)事業計画は諸般の事情により変更する場合があります。新規事業はゴシック体で表示

第3号議案

令和7年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支予算計画書 (案)

【収入の部】

款	項	目	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	R7予算額 -R6予算額	摘要
交付金 及び 補助金	町交 付金	地域総合活動交 付金	4,509,000	4,578,000	4,878,000	4,683,000	105,000	R7年度人件費予算2,113,000円
		返却人件費			▲ 253,535			
		委託金	0	0	0	0	0	
自己 資金		笠郷地域振興費	1,320,000	1,320,000	1,328,000	1,320,000	0	1,000円×1,320戸
		昨年度繰越金	402,236	404,552	404,552	408,704	4,152	
		寄付金	0	0	0	0	0	
		雑入	170,000	0	217,767	0	0	返金、利息
		積立金取崩し	1,100,000	1,150,000	1,100,564	750,000	▲ 400,000	R6積立金70万円+R5積立金5万円
		その他	0	100,000	0	0	▲ 100,000	協賛金等
		自己資金計	2,992,236	2,974,552	3,050,883	2,478,704	▲ 495,848	
合計(人件費除く)			5,586,236	5,547,552	5,923,883	5,048,704	▲ 498,848	
総合計			7,501,236	7,552,552	7,675,348	7,161,704	▲ 390,848	

【支出の部】

款	項	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	令和6年度 決算額	令和7年度 予算額	R7予算額 -R6予算額	摘要
人件費		1,915,000	2,005,000	1,751,465	2,113,000	108,000	事務局長+事務員(1.2名)
事務費		650,000	750,000	708,767	750,000	0	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管理費、 傷害保険料、役員手当等、
会議費		30,000	30,000	23,232	30,000	0	諸会議お茶代
事業 費	総務部会費	2,280,000	2,280,000	2,502,793	2,280,000	0	推進員、公民館(夏祭・町民運動会・公民館祭)、子 ども会育成会(3世代ベタンク、花壇・壁新聞、夏休 みラジオ体操)活動等
	安全・安心部会費	1,000,000	1,000,000	894,890	800,000	▲ 200,000	防災備品・災害用保存食購入、防災訓練、伝達訓 練、「笠郷地区防災の手引き」改訂等
	環境・美化部会費	250,000	250,000	164,820	200,000	▲ 50,000	クリーン活動、子ども会花壇の種～苗迄の育成を部 会・スクサボが援助、ゴミステーション用ルール看板 設置、リサイクル啓蒙活動、スズメバチ巣駆除費補 助、等
	健康・福祉部会費	300,000	300,000	222,784	200,000	▲ 100,000	3世代交流ベタンク・モルック、健康増進活動、見守 りネットワーク・見守りカード活用、福祉推進員制 度、健康フェア、サロン展開、敬老会等
	教育・文化・商工会費	550,000	550,000	297,893	550,000	0	体育委員会事業35万円(公民館事業、笠郷ウォー キング等)、地区子ども会花壇の種～苗までの育成 を部会とスクサボが協力、地区史跡資料集等
		事業費計	4,380,000	4,380,000	4,083,180	4,030,000	▲ 350,000
社会福祉協議会笠郷支部補助金		0	0	0	0	0	
積立金		0	0	700,000	0	0	
予算時は予備費、決算時は繰越金		526,236	387,552	408,704	238,704	▲ 148,848	予備費238,704円
合計(人件費除く)		5,586,236	5,547,552	5,923,883	5,048,704	▲ 498,848	
総合計		7,501,236	7,552,552	7,675,348	7,161,704	▲ 390,848	

【積立金】

令和7年度積立金予定	0	
令和6年度積立金	700,000	令和7年度以降70万円取り崩し予定
令和5年度積立金	450,000	令和6年度40万円取り崩し、令和7年度5万円取り崩し予定

(注意) 予算計画は諸般の事情により変更する場合があります。

## 1. 目的

笠郷地区では、地域づくりの4本柱を掲げ、長期的展望をもってまちづくりを進めてきた。

- ①. 助け合おう笠郷の自治組織
- ②. 育てよう笠郷の宝青少年
- ③. 高めよう笠郷の美しい品性
- ④. 広げよう笠郷の豊かな文化

「笠郷地域創生自治町民会議」ではこの4本柱を念頭に置き5つの取組み項目を掲げ、笠郷地区の発展と振興に推進している。

- 取組み 1. 支えあいのまちづくり  
取組み 2. 安全で安心なまちづくり  
取組み 3. 育みあいのまちづくり  
取組み 4. 美しく活力のあるまちづくり  
取組み 5. 助け合いのまちづくり

従って3項のとおり、笠郷地区の模範となる行いをした団体及び個人を表彰し、豊かで活力ある笠郷地区の醸成を目的とする。

## 2. 表彰の種類

表彰は表彰状又は感謝状による表彰とする。記念品等を付けても良い。

## 3. 表彰の対象

笠郷地域創生自治町民会議が取り組む「5つの取組み」のいずれかに対し、町民の模範となる笠郷地区内での行為が6年以上継続している団体または個人。

## 4. 推薦書の作成

推薦者は、対象者がその行為を行った地区の区長、もしくは専門部会長とする。推薦書は別紙様式により、推薦者が作成し笠郷地域創生自治町民会議事務局へ提出する。

## 5. 選考

選考は「笠郷地域創生自治町民会議」役員会が行う。

## 6. 表彰

表彰は「笠郷地域創生自治町民会議」総会時に行う。

## 7. この規定に定めるもののほか、必要な事項は役員会が別に定める。

附則 1 この規定は、令和7年4月1日より施行する。

# 「笠郷地域創生自治町民会議」表彰規定 推薦書

推薦者	職名	
	氏名	
下記の者を表彰規定に従い推薦します。		
住 所		
氏名・団体名		
電 話 番 号		
表 彰 内 容		期 間

## 第5号議案 笠郷地域創生自治町民会議 スズメバチ駆除に対する補助金交付規定(案)

### (目的)

第1条 この規定は、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチとその巣を駆除した者に対する、笠郷地域創生自治町民会議（以下、笠郷町民会議という。）がおこなうスズメバチ駆除に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において「スズメバチ」とは、スズメバチ亜科のスズメバチ類をいう。

### (補助対象となる巣)

第3条 補助金交付の対象となる巣は、笠郷地区内にあり現にスズメバチが活動している巣で、つぎに掲げるものとする。

- (1) 私有地、営利目的の土地、国有地、県有地、町有地、及びそれらの建物内にある巣は除く。町等が駆除対応のできない巣のみを対象とする。
  - (2) 樹木、土の中、工作物その他これに類する場所にある巣。
  - (3) 笠郷町民会議会長が前項に準ずると認めた巣。
- 2 前項の規定にかかわらず、おおむね5mの範囲に日常的に人が立ち入る可能性がない場所にある巣については、対象としない。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、笠郷地区内において、前条に規定する巣を駆除したスズメバチ駆除業者または個人等に依頼して駆除した区長、またはこれに類すると笠郷町民会議会長が認めた者とする。

### (補助金額等)

第5条 補助金額は、スズメバチ駆除費用（構造物の撤去・修繕等の費用は含まない）のみとし、1件につき20,000円を上限とする。同一敷地内に巣が2個以上ある場合、件数は1件とする。

2 予め決められた補助金予算総額に達した場合、補助終了とする。

### (補助金交付申請)

第6条 補助金の交付申請者は、申請時に次の資料を添えて申請する。

- (1) 駆除前の巣を含む写真、駆除後の写真（巣が確認、巣の駆除が確認できるもの）
- (2) 領収書（書類発行日から30日を超えない事）
- (3) 所定の申請用紙に必要事項を書き込んだもの

### (補助金の交付決定)

第7条 笠郷町民会議会長は、申請があったとき、内容を審査し交付の決定をした時は、速やかに交付する。

### (交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第8条 笠郷町民会議会長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付を取り消し、補助金を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けた時
- (2) この規定に違反したとき

### (補則)

第9条 この規定のほか、必要な事項は笠郷町民会議会長が定める。

### 附則

1. この規定は、令和7年4月1日から施行する。

# スズメバチ駆除費補助金交付申請書 兼 交付請求書

笠郷地域創生自治町民会議会長 様

申請者		申請日	令和	年	月	日
住所	養老町					
氏名		電話番号				

次のとおりスズメバチ駆除費補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

巣の駆除に要した経費								
巣を駆除した場所								
巣を駆除した日								
補助金振込先 金融機関名		銀行・金庫 農協・信組	支店名					支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号 (右づめ)						
口座名義(カナ)								
添付書類	(1)	スズメバチの巣の駆除に要した費用の領収書、又は請求書の写し (書類の発行日から30日以内のもの)						
	(2)	現場の全景写真、及び駆除前のスズメバチの巣の写真						
	(3)	駆除後のスズメバチの巣の写真、及び巣があった場所の写真						

巣のある場所の地図

## スズメバチ駆除費補助金交付決定通知書

様 令和 年 月 日

交付決定額	
-------	--

笠郷地域創生自治町民会議 会長 伊藤 博文

## 笠郷地域創生自治町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、笠郷地域創生自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、笠郷地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局設置場所)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町船附 1148 番地 笠郷自治会館内

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

(構成)

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
- (2) 笠郷地域内の各区
- (3) 笠郷地域内で活動する団体
- (4) 笠郷地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 部会毎に1名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を統括する。

監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その仕事をを行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。但し会議開催前に書面（電子データ等も含む）による出席と、書面（電子データ等も含む）による議決（委任状等も含む）の届けがあれば、会議に出席し議決する事と同一と見なす。

また、役員会の許可を得て、電子媒体を介して遠隔地から同時刻に応答が可能であれば、会議に出席しているとする。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を決定する。

(1) 地域まちづくり計画に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第1項で定める監事を除く役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部長をもって構成する。

2 役員会は、総会、理事会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。

3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。

4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。

5 役員会は、会長が招集する。

6 役員会の議長は、会長とする。

7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

2 理事会は、専門部会に付託する内容について検討し、決定することができる。

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会(以下「部会」という。)は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 安全・安心部会

(3) 環境・美化部会

(4) 健康・福祉部会

(5) 教育・文化・商工部会

2 部会は、部会長が招集する。

3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、その年度末までを任期とする。

7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

第18条 自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計監査)

第19条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第20条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、会務及び会計を総理する。

5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第21条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第22条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年4月30日から施行する。

2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第18条第3項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成29年3月31日までとする。

別表(第7条 第2項関係)

No.	団体名	選出人数(基準)		備考
		理事	専門委員	
1	船附区	1	4	区長、副区長等
2	大野区	1	2	区長、副区長等
3	下笠区	1	4	区長、副区長等
4	上之郷区	1	1	区長、副区長等
5	栗笠区	1	2	区長、副区長等
6	公民館、親孝行生涯学習推進委員会	1	1	公民館長(親孝行支部長)、推進員会長
7	民生児童委員、社会福祉協議会	1	1	民生児童委員代表、社協支部長
8	船附こども園	0	1	園長
9	下笠保育園	0	1	園長
10	食生活改善推進協議会	0	1	会長
11	農業委員会	1	0	会長
12	農事改良組合	0	1	組合長
13	五三土地改良区	0	1	理事長
14	環境保全対策協議会	0	1	会長
15	JA西美濃養老南支店	0	1	支店長
16	商工会	0	1	会長
17	交通安全笠郷分会	0	1	会長
18	社会教育委員	0	1	笠郷地区委員
19	子ども会育成会	0	1	会長
20	婦人の会	0	1	会長
21	スポーツ推進委員	0	1	笠郷地区委員
22	体育委員会	1	0	会長
23	東部中学校PTA	0	1	代表者
24	東部中学校	0	1	校長(代表者)
25	笠郷小学校PTA	0	1	会長
26	笠郷小学校	0	1	校長
27	船附こども園保護者会	0	1	会長
28	下笠保育園保護者会	0	1	会長
29	町消防団第6分団	1	2	分団長、副分団長等
30	女性防火クラブ笠郷分会	0	1	会長
31	笠郷自治会館駐在員	0	1	代表者
32	福祉推進員	0	1	代表者
33	笠郷地域事業所・企業	0	若干名	理事会で承認された組織、
34	学識経験者、各種団体経験者	若干名	若干名	理事会で承認された者、

(注)

理事・委員は本表を基準に選出するのが望ましい。複数団体の長兼務の場合、理事・委員の兼務はせず代行者を立てるのが望ましい。

組織図

